

## 議 事 録

議 長 只今から、令和6年2月定例農業委員会を開会させていただきます。  
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。  
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものとしていたします。

事務局 傍聴者はありません。  
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中14名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。  
また、推進委員は6名中6名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は7件、ご報告申し上げます案件は3件となっております。  
署名委員ですが、小澤委員と村田委員です。  
最後まで、よろしくお願い申し上げます。  
それでは議案第4号1番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請書について

### 【1番案件 朗読】

農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この3条許可を受付するにあたり、申請者の耕作状況を確認し、4条届と5条届も受付しておりますので、後ほど報告いたします。

以上でございます。

地区委員 それでは議案第4号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。

●●●氏から●●●●氏への所有権移転の案件でございます。

### 【場所説明】

●氏が大阪府みどり公社との農地利用集積事業でお貸しになり、水田として耕作されておりましたが、昨年10月ごろに解約され、今度、●●氏に譲渡

するということでございます。●氏と●●氏は、親子関係であり、●●●で農地を耕作中であります。参考ですが、●●●●の区画整理事業に含まれておりますが、それまでは二人で耕作されていくとのことですが、

これらの状況から、農地法第3条の許可は、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第4号2番案件の朗読をお願いします。

事務局 【2番案件 朗読】

農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

地区委員 それでは議案第4号2番案件につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

この土地は、少し問題がありまして、この土地から砂利が下へ落ち、私も2・3回見に行ったことがあります。所有者の●●●●氏の●●●●が、材木屋を営んでおり、ここへ建設の残土やガラを入れたり、大きな岩石がいっぱいあり、葛が生い茂っておりました。前会長の中谷会長のときに、3・4年くらい前になりますが、秋の農地パトロールのときに農業委員や事務局と見に行ったところです。

●●●●氏は●●●●●●●●で喫茶店を営んでおられ、今、●●●●●●の前で古民家カフェを営んでおられる方なのですが、事務局が、何度も維持管理を行うよう指導していましたが、何の改善もなく、どうしようという現状でした。

●●氏は、●●●●の歯医者さんですが、この近辺で農地を買われて、シイタケや栗の木を植えたりされておられるのですけれども、見かねてこの土地、●●氏の奥様と●●●●氏は学校の同級生だった関係で、●●氏の●●●●の商店街のグループ7・8人で作業されておられるのですけれども、石を片付けたり、草を全部除草したりして、今はもうきれいな状態になっています。いろいろ問題があった土地なのですが、現在は、更地になり、畑にして、エンドウやイチゴ等いろいろ植えておられます。登記はしておられないと思うのですけれども●●氏を中心とした●●●●は7・8人のグループですと山仕事とかもし

ておられるので、私も土地の買収のあたりから関わってきたのですが、  
●●氏が全然維持管理をしていなかった農地をきれいにしてもらったので、●  
●氏に売買していただくことは周辺地域にとって助かっていますので、ぜひご  
承認をお願いしたいと思っています。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 畑作をこれからもずっとされるのですか。

委 員 畑作をする予定です。シイタケの木も山の中では出ないものもあるのですが、  
広場に置いたら出るのです。そういうのも置きたいそうです。まだ、大きな  
庭石のようなものがたくさんあるのですが、それを端にかためて、シイタケを  
置いて、真ん中のいいところは畑作でいろいろなものを作りたいそうです。小  
石が落ちてきていた敷地の端も、小石が落ちないように養生をしてくれていま  
して、相当きれいになっています。

議 長 他にご意見ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しまし  
た。次、議案第5号1番案件につきまして、案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農用地利用集積計画の作成について

#### 【1番案件 朗読】

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、  
経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の従  
事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第5号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。  
今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については

議案書のとおりでございます。

本件につきましては、●●氏が経営規模を拡大するために、新たに利用権を設定するものであります。

まず、借り手の●●氏につきましては、同地区において、ご友人と共同でソバを栽培されています。ご友人は●●●●にある蕎麦屋「●●●」が開いている「●●●●●●●●」で指南役を務められており、栽培したソバを使用して蕎麦打ちの活動を行っています。

当該農地においても、ご友人と共にソバの栽培を行う計画です。栽培したソバについては道場の活動に用いるほか、「●●●●」や●●●の別邸として営業している古民家カフェ「●●●●●」で提供する計画もあるとのことでした。

また、ソバ畑の観光利用にも積極的です。令和4年度に利用権設定を受けた農地が当該農地に隣接しておりますが、そちらは観光者向けの看板を設置しており、ソバの開花シーズンにはハイキングなどで訪れた方が多かったとのことでした。

一方、貸し手の●●氏につきましては、ご高齢であり、農地の日常管理が難しいことから当該農地を●●氏に任せたいという意向を持っておられます。

なお、隣接する農地の利用権が令和7年9月30日までとなっており、終期を揃えるために利用権の存続期間を1年7か月間としております。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第5号1番案件について、ご説明させていただきます。

昨年の12月22日、農業委員会事務局と農林課、●●氏と●●氏と●●氏が集まっていたいて、お話をさせていただきました。

#### 【場所説明】

●●氏は、●●●●●の住所になっていますけれども、実家が●●●●●にありまして、母親が老人ホームに入所し、今、空き家になっていますが、田は●●●●●から通ってされておられます。

●●氏は、80代で血圧が下がってきて、気力が湧かないので、誰か見てほしいということがあり、ソバを拡大しようかという話です。友人の●●氏は、百姓をしたことがなくて、大丈夫かなと思っていたのですが、地域で一番きれいに管理されておられるように思います。夏場は真っ黒になって草刈りをやっておられます。話をしますと、昨年88ヶ所を43日間かけて歩いて回っておられて、元気な方ですので、後、10年くらいはここで作っていただけるのかなと思っています。私も昨年10年目でやっと88ヶ所回ってきまして、飛行機とかJRとかレンタカーとかでいっぱいいっぱいでした。歩いてなんかとっても回れません。年齢的には●●氏と●●氏は、私より2歳くらい若いので、10年くらいは大丈夫と思っています。

前回説明したときに、●●委員から品種は何を作っているのかとの質問があり、答えられていなかったのですが、信濃1号を作っておられました。

しかし昨年は茨城の常陸秋そばを品名を変えて作っておられました。ねっとりした感じで非常に良かったと聞いています。ソバ打ちでいろいろなところを回り、大会で優勝するなどいろいろあるみたいで、あちこちで修行をやっておられるようです。そのような元気な方がやろうということです。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 　　ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委員 　　ここ全部ソバを作っておられるのですか。

委員 　　そうです。ソバは機械化できていないので、手で刈ったり人海戦術です。もともと●●氏は農業をしていなかったなので、ソバの機械を購入するとなるとなかなか。

委員 　　どのようにしてそばを販売しているのですか。

委員 　　農林課が説明していたとおり、現時点では●●●で取り扱おうかと。

委員 　　どれくらいのソバができるのかわからないですけども、結構な量ができるのではないですか。

委員 　　60キロから100キロと思います。●●●●●で地域の人に食べてもらっている。ソバのこの地域の文化を育てようと。

委員 　　あちこち講習に行かれていますか。

委員 　　講習に行っているみたいです。

委員 　　指南役をされているのですか。

委員 　　茹でる時間が何秒と難しいことを言っておられました。

委員 　　店はする予定はないのですか。

委員 　　店をする予定はないみたいです。ソバの花を見てもらうような観光的なことも看板を立ててしておられます。結構のぞきに来られます。外部の人が入って来られて、パソコンを広げて仕事をしておられます。ここがいいのやとおっしゃっていました。

委員 ソバは1年に何回作れるのですか。

委員 2回作れます。夏と秋。水はいらないです。

委員 ソバを打つのはどうするのですか。

委員 今、●●に粉引き屋さんがあるようですが、そこに持っていつている。結構値段をとられるそうです。機械もそろえればいいのですが、●●に行って、定年になってから始めたので、設備投資というのは難しい。

委員 慈善事業、ボランティアでされているようにお見受けしましたが、ソバを作って経費面で利益を度外視して作っておられるのですか。それが一点。  
あと、●●氏はおいくつですか。

委員 今のところは度外視されています。年齢は私より2つ下。68歳です。

委員 高齢ですが頑張っておられるのですね。

委員 頑張ってはります。元気で。やりたいことをやっておられるから元気なのでしょうね。

委員 私も大分前に一反弱ほど作ったのですが、鳥の被害とか結構大変ですね。いろいろなかなかこちらが慣れていないもので、2年ほど作りましたが、途中で万歳しました。慈善事業でされているのか。長続きされるのか、お聞きしたい。

委員 機械化されていないので、手作業が多い。ソバ打ちのメンバーが手伝いに来るとかいう形でされています。販売はしていきたいということは言うてはります。まだ3年目ですが。

委員 利用権の期間、1年7ヶ月の理由はありますか。

農林課 隣で借りているところの終期と合わせています。

議長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議 長           ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長           ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第 5 号 2 番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局           【 2 番案件 朗読】

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課           議案第 5 号 2 番案件につきまして、ご説明させていただきます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●氏が経営規模を拡大するために、新たに利用権を設定するものであります。

まず、借り手である●●氏については、●●地区で営農されており、水稻と野菜類の栽培を行っています。

水稻については自家消費用ですが、野菜類については、「あすかてくるで河内長野店」で販売されています。

また、同じ●●地区における同世代の農家で「●●●●●●●●●●●●●●●●」を結成しています。

高齢や兼業により作付けできない農地を借り受けて、農薬や化学肥料の使用を減らしたお米「ほたる米」を共同で栽培されているほか、「道の駅 奥河内くろまるの郷」に隣接する農地で収穫体験農園「くろまるファーム」にも取り組んでおられるなど、精力的に活動されています。

一方、貸し手の●●氏は農業経営をされていますが、当該農地が他の耕作地と離れており管理がしづらいため、隣接する農地で耕作されている●●氏に当該農地を任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員       それでは、議案第 5 号 2 番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

貸し手と借り手と農業委員会事務局で現地確認と面談を行っております。

●●●●氏は、農林課から報告があったとおり、水稻、野菜を中心に熱心に農

産物を作付けしており、農業取り組んでおられます。私らと「●●●●●●●●●●●●●●●●」のメンバーでございまして、エコ米の「ほたる米」を栽培する等に取り組んでおります。また、地域の中でも、活性化について中核的な担い手でございますので、借り受ける農地につきましては●●氏の所有地が隣接して横にございますので、畑作を中心に耕作するということでございます。

一方、貸し手の●●●氏は、高齢でございまして、当該農地から交通上の問題もあります。隣接地で耕作している●●氏に農地の維持管理を任せたいという意向がございまして、貸し手、借り手共に私も近所でもございまして、日頃から面識のある方たちでございまして、問題はないと思っております。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 　　ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

（なしの声あり）

議長 　　ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長 　　ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第5号3番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 　　【3番案件 朗読】

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 　　議案第5号3番案件につきまして、ご説明させていただきます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象の農地は議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●氏が農業経営継続のため、貸し手である●●氏との間で令和2年度に設定された利用権を更新するものであり、2回目の更新となります。

借り手の●●氏は、現在●●地区において、果樹類を中心とした農作物を生産している専業農家であります。

収穫した作物は「アグリかわちながの」や「あすかてくるで河内長野店」等の



直売所等に出荷しておられます。

また、本市において、農業経営改善計画を認定された認定農業者であり、今後も新品種への取組や、更なる経営規模の拡大も図っておられる中核的担い手農家であります。

当該利用権設定農地では、野菜類を栽培されています。

一方、貸し手の●●氏は兼業により農地の管理が困難なため、当該農地を引き続き●●氏に任せたいという意向を持っております。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員      それでは、議案第5号3番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

この土地の貸借は更新で、広いのですが、一部は水が湧いてきてトラクターでもねこむほどの土地でございまして、ちょっと畑作は難しいかもしれませんが、残余のところ、乾いておりますので玉ねぎとかピーマンとか野菜を栽培し、出荷していきたいという意向です。●●氏は、「あすかてくるで河内長野店」や「アグリかわちながの」にずっと出荷されている方ですし、自分の土地のブドウ畑の隣ということで管理しやすいところにあると思います。ただし、竹藪があるので、一日中陽が当たらないことはないと思うのですが、できるだけ全部使って耕作してくださいと本人には伝えております。

前から何度かパトロールで行っているのですが、忙しいのか分からないのですが、少し草刈りを怠っているところがあります。貸し手が日常の維持管理が難しいと言っているのが、●●さん自身がもっと管理して下さるようにと伝えておきました。隣地でありますし、●●さんに借りていただくことは一番効果的な方法かと考えています。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長      ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議 長      ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長      ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第5号4番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局

【4番案件 朗読】

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課

議案第5号4番案件につきまして、ご説明させていただきます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象の農地は議案書のとおりでございます。

本件は、5年前に●●氏が農業経営を開始するため、前地主の●●●氏との間に設定された利用権につきまして、●氏が亡くなられたため、農地を相続された●の●●●●●氏との間に利用権を設定するものです。

借り手の●●氏は、農林課が主催する河内長野市農業研修講座を平成29年度に修了しており、平成30年度に当該農地を借り受けることによって農業経営を開始されました。

その後、●●●や●●でも農地を借り受けて総経営面積を●●●●m<sup>2</sup>に拡大し、熱心に農業に取り組んでおられます。

当該農地では、野菜や果樹等を栽培しており、収穫した作物については主に市内の直売所へ出荷されております。

一方、貸し手の●●●●●氏は高齢のため農地の日常管理が困難であり、引き続き●●氏に農地の管理を任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員

それでは、議案第5号4番案件について、ご説明させていただきます。

先月の31日に農林課、農業委員会事務局、借り手の●●氏と現地へ10時に行ってまいりました。

【場所説明1】

この農地を2等分し、きゅうりとズッキーニを栽培したとのことで、後始末はされておられませんでした。今年はきゅうりとズッキーニを入れ替えて栽培する予定とのことでした。

【場所説明2】

にんにくを栽培されておられました。にんにくを収穫しましたら、旬の野菜類を植え付ける予定をしているとのことでした。

【場所説明3】

狭いし、日当たりも悪いので、今のところは放置状態ですが、草刈はきちんとしているとのことでした。

【場所説明4】

千両の花が二・三十本植わっておりました。気候に合うようで、品質や色つやも良いと花屋さんの方からも評判が良かったということでした。

【場所説明 5】

元々地目は畑でした。梅とかミカン等数十本を植えていました。しかし、何本か枯らしてしまいました。まだまだ場所が十分あるので、今から増やしていくとのお話でした。そばには竹藪がありまして昨年は農地に竹の子が出た。

5筆見てまいりましたけれども、山間部なので周りの木が成長し、全体的に日照時間が短いようです。借り手の●●氏ですが、先程の農林課からの話と重複しますが説明します。5年前にお会いたしたときは、農業の経験はゼロでした。農業を始めたいとあちこちに相談しましたがうまくいかず、河内長野市に相談したとのことです。平成29年に農林課が主催する河内長野市農業研修講座を修了されて、平成30年に●●●氏亡くなられて●●に所有者が変わられたのですが、ちょうど●氏も体調が悪くてその農地を借り受けて農業に着手された方で、●●●地区が冷涼なので気候にあった作物を考えて、旬の野菜類の極早生の玉ねぎやエンドウ豆を栽培しながら徐々に経営規模を拡大し、販路を広げられ、現在では●●●地区、●●地区の農地を借りて、実績をあげられておられる方です。生産物は「あすかてくるで河内長野店」、「アグリかわちながの」、「石見川行者湧水直売所」にも出荷されておられます。

貸し手の●●●●●氏ですけれども、立会いに来られませんでしたので、当日夕方電話で報告させていただきました。●●氏とは5年前からのお付き合いで、まじめで信用できるし、実績もあげられておられるので、安心して任せられますとのお話でした。私も●●氏は研究熱心で、安心しております。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第6号案件につきまして、案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案第6号 河内長野市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について

【案件 朗読】

【資料 確認】

議案第6号につきまして、ご説明させていただきます。

本件は、「河内長野市農業経営基盤強化促進基本構想」の改正について、農業委員会の意見を求めるものです。

「農業経営基盤強化促進基本構想」とは、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ることを目指し、将来における農業経営基盤強化の促進に関する目標値とその目標達成のための営農類型などを設定し、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づき、市町村が策定する構想です。

これは、大阪府が別途策定する「農業経営基盤強化促進基本方針」の内容に即しつつ、農業委員会及び農業協同組合のご意見を聴いて策定することとなっております。

本市では、平成6年度に最初の基本構想を策定後、平成16年度、平成18年度、平成22年度、平成26年度、令和5年度に計5回の改正を実施しております。

目標年次は概ね10年後であり、直近では、令和5年8月委員会において農業委員の皆さまにご意見をいただき、令和5年9月に改正しましたが、この度、令和6年1月末に大阪府が「農業経営基盤強化促進基本方針」を改正することとなりましたので、基本構想の改正が必要となり、改正に際し、ご意見を賜りますようお願いするものです。

なぜ、直近で2回目の改正をするかでございますが、9月の改正では、先般からご説明をさせていただいております「地域計画の協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準」など主に地域計画に係る事項を改正したのですが、今回の改正では、「経営計画の所得目標」、「担い手への農用地の利用の集積に関する目標値」など主に「基本構想の目標値に関わる事項」を改正する予定です。今回は、目標値を改正するものです。

基本構想の内容としては、大きく7つの項目を記載しています。この目次に記載のことを書いています。「①農業経営基盤強化の促進に関する目標」、「②農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」、「③新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の基本的指標」、「④農業を担う者の確保及び育成に関する事項」、「⑤効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」、「⑥農業経営基盤強化促進事業に関する事項」、「⑦その他」。項目の追加や章の追加はなく、数値の変更が主なものになっています。

改正による主な変更点は、次のとおりです。

内 容	変更後の基本構想（案）	変更前の基本構想
作成年月	令和6年3月	令和5年9月
経営計画の所得目標	550万円	600万円
経営計画の所得目標（青年）	220万円	250万円
効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標（営農類型）	10モデル	11モデル

大阪府の基本方針に準じて変更したものとしては、「経営計画の所得目標」と「担い手への農用地の利用の集積に関する目標値」です。

本市が独自に変えたものは、「営農類型」というものがあるのですが、ここが変わっておりまして、前回11モデルであったものが10モデルになっております。なぜ変えたかと申しますと、フルーツランド等の観光農園を削り、スマート農業や有機農業を入れました。府の方針に即していないものを抜き、今後可能性があるものを入れたというのが変更点でございます。

主な変更点は以上で、今後の流れを紹介させていただきます。

本日の農業委員会での諮問に併せ、現在、農協へもご意見をお伺いしているところです。今後の予定としましては、両者の了承が得られた後、大阪府へ正式な協議をさせていただき、その後、市において公告することにより基本構想改正の手続きが完了となります。今後、内容の大きな変更はございませんが、大阪府との協議調整により、文言の訂正や表現の統一等、軽微な変更につきましては、適宜修正させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

最後に、利用集積事業、農地の貸し借りについてですが、令和6年度末を期日としてまだ現状どおり定めることができるのですが、地域計画を定めた後も農地の賃借について農業委員の意見を求めること自体は変更ありませんので、その点はご了承ください。その手続きは残りますので、よろしく願います。

議 長 変わっているところは網掛け、斜線は抹消しているところですか。

農林課 そうです。

追加説明をさせていただきます。

例えば、「経営計画の所得目標」と書いているのは、簡単に言うと国版の認定農業者になるための基準が、今まで600万円であったのが550万円に変わりました。青年と書いているのは、認定新規就農者が220万円くらいを目指して農業をできるような状態であれば認定していいのではないかという指標が変わっています。

基本構想（案）3ページの表をご覧ください。分かりやすく言いますと、野菜専作、ハウス果菜類がありまして23aの面積で、ハウスのイチゴ20aと育苗3aの農地があり、これを実行できれば550万円を達成して認定できるの

ではないかという指標です。

議長 ただいま、農林課から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委員 今までよりも認定の基準を下げたということですか。よりたくさんの方を認定できるようにということですか。

農林課 そうです。府としても担い手が少ないので、この高い認定の基準のままだと認定が進まないのを下げたようです。

委員 集積率ですが、大阪府は40パーセント、こちらは30パーセントということですが、これについて教えてください。

農林課 まず、集積率ですが、国版の認定農業者の方等にいかに農地を集められたかという指標になります。国版認定農業者以外の方が借りたとしても、集積率に反映されません。いかに、認定された方に優良な農地を集めるかということです。その中で大阪府は国版の認定農業者の方に優良農地、いわゆる農用地を集めようとしているのですけれども、河内長野市のように国版の認定農業者が少ないという現状を考慮していないため、かい離が生まれています。

委員 40パーセントは河内長野市では到底無理という話が前回から出ていましたが。

農林課 大阪府内の市町村の平均目標が40パーセントということです。

委員 それは認定農業者が多いところでは可能なのですか。

農林課 可能な市町村もあるようです。ただし、平均の40パーセントではなく府からの指導もあり、せめて30ということで30パーセントとしています。国版の認定農業者を増やしていかないと。

委員 今、集積率は何パーセントですか。

農林課 令和4年度現在で6.1パーセント。

委員 それは何に対して6.1パーセントですか。

農林課 耕作面積からおおむね市街化農地面積を引き、生産緑地を足した面積です。このパーセントですが、河内長野市の国版認定者が少ないので、集積率が低いとい

うことです。

委員 国版認定農業者の数は。

農林課 20名弱です。

委員 その方々の耕作面積は。

農林課 今数字を持ち合わせていません。

委員 認定農業者の府版の方は対象ではないのか。

農林課 認定農業者は2種類ありまして、国版の認定農業者とそれよりも取り組みやすい府版認定農業者があります。府版の認定農業者は、55・6名ほどおられます。農林課としては、国版認定者にどんどん移っていただきたいのですが、府版認定者の場合は50万円の売り上げを目指すことで認定されます。国版認定者はハードルが高いので、府版認定農業者の中でも比較的売り上げが高い方をサポートしながら、国版認定者になっていただくことが重要だと思っています。

委員 府版の方を国版認定農業者にあげていければ。

農林課 ただし、府版の認定農業者の方がいくら借りても集積率の数字は上がりません。

委員 入らないのに、どのようにして30パーセントに上げるのですか。

農林課 府版の方をカウントされる農業者の方になっていただいて、一緒に取り組みませんかということです。

委員 できない数字をあえて挙げないといけないのか。

農林課 府の方針が40パーセント。極端な話、5パーセントでは府に認めてもらえません。せめて30パーセントということです。

委員 経営計画の所得目標と書かれていますが、この550万円は目標値ですか。

農林課 目標ですけれども、こうして稼ぎますという計画を見ていただいて、それが現実的かというのを、例えば農林課だけではなくて、JAとか府とか、多くの人の目を見て、現実的かなということで初めて認定されるということです。

委 員           あくまで所得ですね。

農林課           所得です。

委 員           それはそういうデータを求めるのですね。

農林課           求めます。口頭ではなくて、どこの農地で、どれぐらいの広さで、何を作って、どこに売って、というデータを求めます。

                  あともう一つは、その計画が、紙だけではなくて、本当に継続できるのかとかをJAや府などと一緒に確認します。

委 員           青年とありますが、これは何歳までと区切っているのですか。

農林課           農業経営基盤強化促進法基本構想（案）の7ページの第3をご覧ください。「青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」では、労働時間や所得は決めています、年齢までは決まっています。

                  例えば、補助金を受けるときにこれを認定して初めて補助金の対象になるので、それを考えると、おおよそ50歳以下ぐらいとだけ思っていたらいいと思います。

                  直近で青年の認定農業者が最近いるのかと聞かれると、ほとんどいないのが現状です。

                  あと、とりあえず計画だけ持って来られても当然認定はしないので、現実的かどうか、継続するのかわかるというところも見るので、相談があっても認定はしばらくできてないのが現状です。

委 員           相談はあるのですか。

農林課           相談はあります。しかし、本当にここに書いている220万円を稼げるだけの農地をその人が見つけられるのか等も含めて、なかなか認定に至っていません。

委 員           よくここで出てくる定年後から農業を始める方とかは入らないのですか。

農林課           定年後から農業を始める方は青年には入りません。

委 員           分かりました。入らないのですね。年齢的に定年後で駄目だっていうことですね。よくお話に出てくるから、そのような人が最近多いのだなと思っていました。それなのに全然にニーズに対応してない。

委 員           この類型というのは、このようなパターンを目指したらどうですかということ



で、市として進めるような形と理解したらいいわけですね。

農林課 はい。府の方針にも同じような類型が出ており、要はこれが一つの基準になっています。

委員 これは、河内長野市の実情に合わせて独自に作成されたものなのですね。

農林課 そうですね。例えば、府の類型で言いますと、お米のことが一切載っていないのですが、本市の場合は水稲をされている方が多いので、それを取り入れたりしているんで、府と全く同じではないです。畜産や養鶏とかは府に入っていますが、河内長野市には入っていません。水稲は必ず必要だろうとか、桃があるので果樹も必要など、そういうのを考慮したものが本市バージョンの基本構想とさせていただきたいです。

委員 例えば、フルーツランドとか大規模なものは別ですが、観光農園をされてイチゴ狩りなどを河内長野市で進めていけば収益が上がり、若い人たちも時間をつくれるようなものがあれば広がるのではないかと思うのですが。

農林課 ここに載っていないものは全て駄目で、認定しないということでは一切ないです。これはあくまでも一例なので、おっしゃるように観光農園で認定を取りたいと言われたら、もちろん個別に相談にのってJAと協議します。

委員 要は、審査があるからということで考えているのか。

農林課 審査はありますが、一体どれぐらいだと聞かれたときに目安になるものとして考えています。

委員 これだけ作ったら、これだけ収益が上がるだろうという。

農林課 そうですね。相談に来られたときに、例えばどれぐらい作ったらいいのかと言われたときに全然分からないということではいけないので、一定の基準を示しています。

委員 目標年次は10年間だが、10年で大体これを達成するということか。

農林課 10年の目標というのは、この基本構想自体の目標年次です。例えば、10年後に集積率30パーセントを目指しましょう。個別の農家さんは、550万円を目指そうというのが、この構想自体の目標です。

ここに例えば、新規就農者年3人目指しましょうなど書いているのですが、そ

ういうここに書いている構想の目標が、おおむね10年。個別で認定した方は別です。個別で10年後に550万円を目指しましょうというのはいないです。

委員 30パーセントに達するのが10年ではないのですか。

農林課 今のところ10年ですが。今回のように改正が入ることもあるのですが、現時点では10年後を目指してやっていきたいと思いますということですか。

委員 これは個人の場合ですか。

農林課 法人はだめということではないです。

委員 例えば、協議会で所得をあげれば国版の認定農業者をとることはできるのですか。

農林課 法人で国版の認定農業者をとることはできます。ただ、そのときに、この条件と全く同じか確認します。多少、法人の場合ですと、農地を借りるときに解除要件が必要ですか、何かしら要件があると思います。

委員 1.5ヘクタールくらいを9人でやっているのですが、その代表者で国版の認定農業者がとれたら、所得が550万円あげられたらいけるということですか。

農林課 そういう認識ですが、念のため調べてご報告します。

委員 国版と府版の補助金の差というのは歴然としているのですか。

農林課 ものによります。

委員 例えばハウスならば。

農林課 市で補助しているものと、同じように国版の方も府版の方も受けていただけますが、大きな施設、地域に対して補助をもらおうとしたときに、要件に国版認定農業者が入っていることがあります。国版認定農業者の方は補助金を受けやすいと思っていただきたいと思います。

委員 府版の認定農業者は、補助金を受けにくいということですか。

農林課 そのようなことはないです。

委 員 補助金の差があるのかをお聞きしています。

農林課 差はあると思います。府版の方はもらえないけれども、国版の方はもらえるというものはあります。ただし、国版の認定農業者は他の市町村にもたくさんいて、皆が手を挙げられるので、必ず貰えるのかというと別の話なのですが、手を上げることが国版の認定農業者はしやすいです。府版認定農業者のものもあります。全然ないわけではないです。

委 員 国版の認定農業者は、果樹を中心にしておられるとか、米を中心しておられるとか、内訳は何が一番多いのですか。

農林課 複合経営という書き方をしているのですが、米と野菜とかです。

委 員 今色分けしている中で、複合でも果樹の人が多いのか、米の人が多いのか、野菜の人が多いのか、どういう状況なのですか。

農林課 それでいうと米です。米だけではなく、米と野菜とか。

委 員 メインは米ですが、他のものも。

農林課 裏作でしている場合もありますので、米一本でという人よりも、野菜とか果樹と複合してやっている人が多いです。

委 員 果樹は少ないのですか。

農林課 果樹の専作か少ないです。果樹と野菜をしているけれども、メインは果樹の方も。

委 員 圧倒的に米。

農林課 米が入っている方が多いかと。

議 長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長       ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

事務局       先程から30パーセントの目標の分母・分子の話をいろいろと議論いただき、一番大事なところではあるのですが、その部分が府でいろいろ見直しも考えているということで、詳細な情報が市に降りてきていない状況です。分母・分子の定義が今後動く可能性がありまして、そうなると30パーセントという目標が手の届くところになるかもしれませんので、それについては後日確認しまして、ご報告させていただきます。

農林課       今の定義の中で説明させていただきましたので、それが変わる可能性があります。改めてご報告します。

議 長       今の形の中で承認ということによろしいですか。また、変わる可能性もありますが、その時には、ご了承願いますか。

(異議なしの声あり)

これで審議案件7件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。本日ご報告申し上げます案件は、3件でございます。では、報告第4号1番案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局       報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

**【案件 朗読】**

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付すべき書類が添付されている等要件を満たすため、受理するものです。以上です。

議 長       次に、報告第5号案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局       報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【1番・2番案件 朗読】

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第5条第1項第6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付する書類が添付されている等要件を満たすため、受理するものです。  
以上です。

議長 以上、報告案件3件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

ご意見がないようでしたら、これをもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議 長	垣内 俊夫	
署名委員	小澤 勝	
署名委員	村田 洋三	

## 協 議 会

### 協議事項

- 1 3月定例農業委員会について  
開催日 令和6年3月6日(水)午後1時30分から  
場 所 行政委員会室
- 2 令和6年度農業委員会日程表について
- 3 大阪農業時報第857号について
- 4 農地パトロールの実施結果について
- 5 活動記録カードについて
- 6 生産緑地法に基づく生産緑地の斡旋協力について
- 7 南河内地区農業委員会講習会  
日時：令和6年2月21日(水)
- 8 L o g oチャット利用にかかる守秘義務に関する誓約書について
- 9 その他

令和6年2月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	議事録署名人
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	